

川崎市整序誘導区域運用調整会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 本要綱は、「整序誘導区域における地区計画の運用基準」IV－(6)の規定に基づき、整序誘導区域の区域設定、手法の妥当性、緑地・農地評価等の基本的な方針を判断することを目的として設置する川崎市整序誘導区域運用調整会議(以下、「運用調整会議」という。)について、必要な事項を定めるものである。

(所掌事項)

第2条 運用調整会議は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 整序誘導区域の区域設定、手法の妥当性、緑地・農地評価等の基本的な方針に関すること
- (2) 整序誘導区域における地区計画の運用基準IV－(4)の規定に基づく事前相談に関すること
- (3) 同事前相談に対する市の助言に関すること
- (4) その他整序誘導区域に関して必要な事項

(組織)

第3条 運用調整会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 運用調整会議の会長は、まちづくり局を所管する副市長をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる者その他会長が必要と認める者をもって充てる。

(会長)

第4条 会長は、必要に応じて運用調整会議を招集し、その議長となる。

- 2 会長に事故があるときは、委員のうち、あらかじめ会長が指名した者が、その職務を代理する。

(幹事会)

第5条 運用調整会議の円滑な運営を図るため、運用調整会議に幹事会を置く。

(関係者の出席)

第6条 会長は、必要に応じて議事に関係ある者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(事務局)

第7条 事務局は、まちづくり局計画部都市計画課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、運用調整会議の運営等について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

(別表)【運用調整会議の構成】

総	合	企	画	局	長	
経	済	労	働	局	長	
ま	ち	づ	く	り	局	長
建	設	緑	政	局	長	
高	津	区	長			
宮	前	区	長			
麻	生	区	長			